

# 教育警察委員会（警察）一資料 4

## 令和6年第1回岐阜県議会定例会 条例その他議案関係資料

### ○ 議第58号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

### ○ 議第62号

附帯控訴の提起について

令和6年2月27日

岐阜県警察本部

## 岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

警察本部会計課

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴うもの

⇒令和6年4月1日施行

### 【猟銃操作等技能講習手数料を12,700円から14,000円に改める。】

- 手数料の金額の標準については、経済情勢等に鑑み適切なものとなるよう原則として3年ごとに見直すこととされており、1,300円の増額となったもの

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の改正に伴うもの

⇒令和6年4月1日施行

#### 〈法改正の概要〉

情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、アナログ規制を定める個別法の改正等が行われ、警備業認定証、自動車運転代行業認定証及び探偵業届出証明書が廃止（※）となった。

### 【警備業認定証再交付手数料ほか6種類の手数料を廃止する。】

- 警備業法の改正により、警備業の認定証が廃止されることに伴い、次の手数料を廃止
  - ・ 警備業認定証再交付手数料＝1通につき、2,000円
  - ・ 警備業認定証書換え手数料＝1通につき、2,200円
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の改正により、自動車運転代行業の認定証が廃止されることに伴い、次の手数料を廃止
  - ・ 自動車運転代行業認定証再交付手数料＝1通につき、1,700円
  - ・ 自動車運転代行業認定証書換え手数料＝1通につき、2,100円
- 探偵業の業務の適正化に関する法律の改正により、探偵業の届出証明書が廃止されることに伴い、次の手数料を廃止
  - ・ 探偵業届出証明書交付手数料＝1通につき、3,600円
  - ・ 探偵業変更届出証明書交付手数料＝1通につき、1,600円
  - ・ 探偵業届出証明書再交付手数料＝1通につき、1,100円

### 【その他所要の規定の整理を行う。】

- 警備業法の改正に伴う文言の整理
  - ・ 「認定証」→「認定」
  - ・ 「警備業認定証更新申請手数料」→「警備業認定更新手数料」

※ 廃止に伴い、新たに、標識を掲示するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する義務が課せられる。

# 附帯控訴の提起について

警察本部監察課

## 1 趣旨

交通事故現場における警察官の交通誘導に起因し発生した二次事故で損害を被ったとして提起された損害賠償請求訴訟の第一審で、津地裁は、県に対し、原告の請求額の5割の支払いを命ずる判決を言い渡したところ、原告がこれを不服として控訴したため、附帯控訴するもの

## 2 訴訟概要

電柱が車両衝突で傾損した土岐市内の交通事故（先行事故）現場において、多治見警察署員が片側交互通行の交通規制を行っていたところ、警察官の誘導に従い現場を通過しようとした大型トラックが、電柱の傾きにより上空で垂れ下がった支線を荷台上部に引っ掛けたことで、電柱が倒壊し、トラック荷台や後続車両が損傷する二次事故が発生した。これについて、トラック所有の運送会社らが、警察官の不適切な交通誘導や相被告作業員との連携不足により損害を被ったとして、約338万円の賠償金支払を求めて津地裁に提訴した。

## 3 訴訟当事者

- 原告 三生運輸株式会社、東京海上日動火災保険株式会社
- 被告 岐阜県
- 相被告 株式会社C a N-T E C（引っ掛かった支線を所有・管理する法人）

## 4 経緯

令和3年	5月17日	本件事故発生
	10月19日	原告が津地裁に提訴
令和4年	3月9日	第一回口頭弁論（審理開始）
令和5年	9月26日	弁論終結（結審）
	11月28日	判決言渡し（県一部敗訴）
	12月12日	原告が控訴の提起

## 5 一審判決要旨

- 被告岐阜県は、原告らに対し、合計169万1,432円及び遅延損害金を支払え。
- 原告らの被告岐阜県に対するその余の請求及び被告C a N-T E Cに対する請求を棄却する。
- この判決は、仮に執行することができる。

## 6 附帯控訴の理由

原告の控訴により既に応訴が必要な状態であるところ、第一審判決文中における警察官の過失の認定理由に関する判示に、一部事実誤認があるため承服できかねることを理由として、附帯控訴するものとする。